

社会福祉法人ひらいるミナル
慶弔見舞金に関する規程

第1条 目的

本規程は、職員ならびにその家族の慶弔に際して、法人が祝福、弔慰、見舞の意を表し、金品を支払いに関して定めるものである。

第2条 慶弔見舞金の種類

慶弔見舞金の種類は次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 死亡弔慰金
- (4) 病气入院見舞金

第3条 結婚祝金

職員が在職中に結婚した場合、結婚祝金として 30,000 円を支払うこととする。

- 2 前項の場合、法人に慶弔災害届書を提出しなければならない。
- 3 結婚祝金の支払いは、結婚して引続き法人に勤務する職員に限るものとする。
- 4 結婚祝金の支払いは、配偶者も職員の場合はどちらか一方に支払うこととする。
- 5 入籍後、慶弔災害届書を届け出た日の翌月の給与支給日に支払うこととする。

第4条 出産祝金

職員ならびに配偶者が出産した場合は、一産児につき 10,000 円を出産祝金として支払うこととする。

- 2 死産または出産後 7 日以内に死亡したときは、本条を適用せず、第 7 条の定めを適用する。
- 3 第 1 項、2 項の場合、法人に慶弔災害届書を提出しなければならない。
- 4 出産祝金の支払いは、配偶者も職員の場合はどちらか一方に支払うこととする。
- 5 出産後、慶弔災害届書を届け出た日の翌月の給与支給日に支払うこととする。

第5条 死亡弔慰金

職員の死亡およびその家族の死亡について、次の種類の金品を支払うこととする。

- (1) 香典
- (2) 供花
- (3) 弔電

- 2 前項の場合、職員死亡時は家族が法人に、慶弔災害届書を提出しなければならない。

第6条 職員死亡の場合の香典、供花、弔電

職員の葬儀に関しては、社名入りの花輪もしくは生花を贈り、香典を支払うと共に、弔電を送る。

- (1) 花輪もしくは生花 10,000 円～20,000 円
- (2) 香典 50,000 円

(3) 理事長名での弔電

第7条 家族死亡の場合の香典

家族の葬儀に関しては、次の区分による香典を支払うこととする。

- | | |
|---------|----------|
| (1) 配偶者 | 30,000 円 |
| (2) 子 | 30,000 円 |
| (3) 父母 | 10,000 円 |

2 配偶者が職員の場合、第6条1項2号の香典を支払い、第7条1項の香典は支払わない。

3 2号の香典の支払いは、配偶者も職員の場合はどちらか一方に支払うこととする。

第8条 家族死亡の場合の供花

前条の第1項1号から3号の場合は、10,000円から20,000円相当の生花を贈る。

第9条 家族死亡の場合の弔電

第7条の第1項1号から3号の場合は、理事長名での弔電を送る。

第10条 病気入院見舞金

職員が負傷および傷病により入院しその期間が7日以上に及んだ場合、病気入院見舞金として5,000円を支払うこととする。

2 前項の場合、法人に慶弔災害届書を提出しなければならない。

3 慶弔災害届書を届け出た日の翌月の給与支給日に支払うこととする。

附則

平成31年4月1日 施行